

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

山ノ内町は、長野県の北東部、上信越高原国立公園の中心に位置し、町の面積 26,590ha のうち、山林原野等が 88%を占め、集落は河岸段丘や扇状地状の緩やかな傾斜地に発達している。当町の人口は、ピーク時の昭和 30 年の国勢調査の総人口 20,148 人から減少し続け、令和 2 年 4 月には住民基本台帳人口 12,148 人となり、年齢 3 区分別人口は年少人口（15 歳未満）1,019 人（8.4%）、生産年齢人口（15 から 64 歳）6,200 人（51.0%）、老年人口（65 歳以上）4,929 人（40.6%）となっている。年少人口と生産年齢人口の割合が減少を続ける一方、65 歳以上の高齢人口は増加を続けている。

当町は、恵まれた自然環境や地域資源を活用した観光業と農業を基幹産業として発展してきた経過があり、特に観光客を対象とする宿泊・飲食・小売り等の業種の動向が他産業にも大きく影響を及ぼしている。町内に約 900 ある事業所のほとんどは中小企業者であり、景気の低迷や社会環境の変化等により平成 16 年からの 10 年間の事業所減少率は 16%にのぼる。少子高齢化や人口流出の中で人手不足や後継者不足は深刻な状況にあり、更なる事業の縮小化や廃止が懸念される。

また、町内中小企業者が所有する設備年数は、国全体の中小企業の 8.5 年を上回る 19.4 年（取得価格 160 万円以上の機械・装置）となっており、設備の老朽化が著しく進んでいる。

こうした状況を鑑み、町では令和 3 年度を初年度とする『第 6 次山ノ内町総合計画』を策定し、長期的な展望のもとに、地域の自立を促進し協働のまちづくりを進めるための基本的な指針を示している。その中で、産業分野においては、基幹産業の高付加価値化や地場産業の育成による地域雇用の創出を施策の視点とし、個性が活かされる地域産業の再生や安心して生活できる雇用環境の向上のための支援を行い、地域資源を活かした産業のまちをつくることを基本施策の一つとして掲げている。

この方針に沿って、町内中小企業者によるより生産性の高い設備等の導入を促進し、労働生産性を向上させることにより、経営基盤の強化につなげていくことが必要である。

(2) 目標

当町では、中小企業者の労働生産性の向上のため、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備導入を促すことで、地域経済の発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画を認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町は、中小企業者による多様な設備投資を支援し、幅広い分野で積極的な取組を促すため、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当町の大部分が上信越高原国立公園の自然地に広がり、夜間瀬川沿岸地域を中心とした温泉街と農村部に宅地が分布しており、その周辺部が農地として利用されている。道路網は、国道292号及び国道403号が幹線として機能しており、その周辺地域を中心に観光、商業、工業、建設業等の多様な業種が分布している。

町内全域において幅広く中小企業者の生産性向上に向けた取組を促進するため、本計画の対象区域は、当町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当町は、少子高齢化や過疎化が急速に進行しており、業種に関わらず人手不足や後継者不足が深刻な状態にある。また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネルギーの推進等、多様な事業や方法が想定される。

各産業で幅広く設備投資を通じて労働生産性の向上を図るため、対象業種及び事業内容等は、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる全業種及び事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意日から2年間(令和7年4月1日から令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている者の取組は対象としない。また、山ノ内町暴力団排除条例に基づき、暴力団及び暴力団関係者の取組は認定の対象としない等、地域経済の健全な発展に配慮する。
- ・ 許認可等を要する業種で、これらを受けないで営業している者の取組は認定の対象としない。
- ・ 個人事業主にあつては事業主、法人にあつては法人の納期到来分の町税（事業主又は法人の代表者が町外居住者の場合は、当該市町村税を含む。）について未納がある者の取組は、特別の事情がある場合を除き、認定の対象としない。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。